

10月1日
診療分から

小・中学生福祉医療費の

現物給付が始まります！

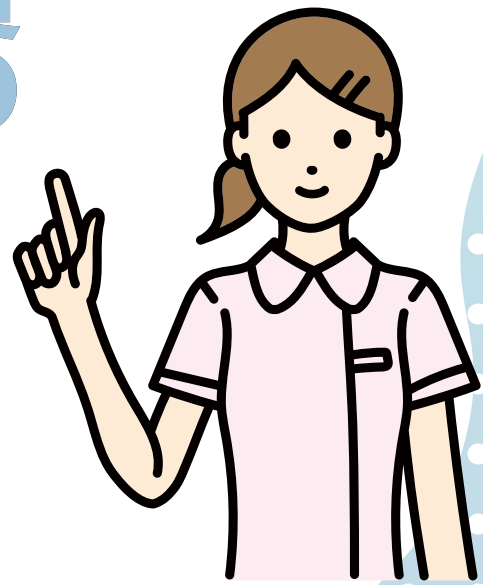


☆市外へ転出した場合は、この受給者証をご返却ください。

現物	子ども	福祉医療費受給者証						
公費負担者番号	8	0	4	2	0	0	3	7
受給者番号								
氏名								
生年月日	年 月 日生							
住所	みほん							
受給者氏名								
受給者住所								
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで							
令和 年 月 日								
島原市長								

☆この証は健康保険証に添えて医療機関の窓口にて毎回提出してください。

現物給付が可能な乳幼児、小・中学生の受給者証の色は黄色です。



現物給付ってなに？

福祉医療費の受給資格を持つ人が、病院などの窓口で健康保険証と福祉医療費受給者証を掲示することで、自己負担額のみで支払いで受診できる制度です。

対象者

島原市内に住所を有する小・中学生
※「障害者福祉医療」「ひとり親家庭等福祉医療」で認定されている小・中学生も対象です。

自己負担額

保険診療分に限り、
1 医療機関あたり、
1 日800円、月上限1,600円
※調剤薬局分の自己負担はありません。

その他

現物給付による受診ができない場合は、今までどおり市へ申請することで、助成を受けることができます。現在、小・中学生で受給資格をお持ちの人には新受給者証を9月末までに送付します。